

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町三丁目1番11号

氏名 日盛運輸株式会社
代表取締役 宇田川 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 3月 1日

許可の有効年月日 令和 9年 2月 28日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上16種類)

- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上9種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都江戸川区東葛西三丁目17番23号(第二工場)

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 3月 1日 新規許可

令和 4年 3月 1日 更新許可 第6回

令和 6年 3月 26日 変更届 積替え保管を行う産業廃棄物の追加（廃乾電池）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

産廃エキスパート

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都江戸川区東葛西三丁目17番23号（第二工場）

積替え保管面積：1,094.50m²

最大保管高さ：3.0 m

| 産業廃棄物の種類 | 保管量 | |
|--|---------|----------------------|
| 廃油 | ペール缶72個 | 1.44m ³ |
| 廃酸 | ドラム缶1個 | 0.20m ³ |
| 廃アルカリ | ドラム缶1個 | 0.20m ³ |
| 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（いずれも1辺が50cmを超えるものに限り、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては空き瓶を除く。） | コンテナ1台 | 8.00m ³ |
| 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては廃什器類に限り、木くずについては廃パレットに限る。） | 直置き | 138.83m ³ |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃OA機器、廃小型家電製品に限る。） | コンテナ4台 | 5.76m ³ |
| 動植物性残さ | コンテナ4台 | 2.80m ³ |
| 汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。） | ドラム缶24個 | 4.80m ³ |
| | 保管量合計 | 162.03m ³ |

(以下余白)



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町三丁目1番11号

氏名 日盛運輸株式会社
代表取締役 宇田川 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和3年11月18日

許可の有効年月日 令和8年11月17日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH 2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH 12.5以上のもの）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成28年11月18日 新規許可
令和3年11月18日 更新許可 第1回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)